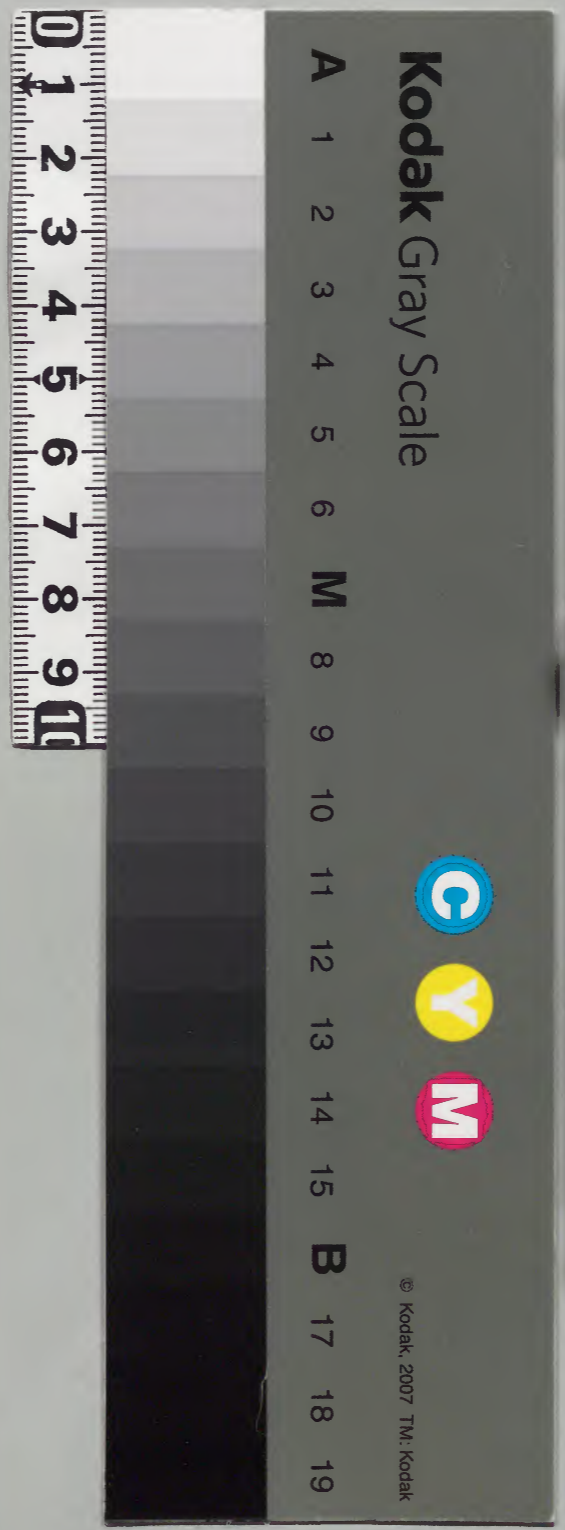


格鳥世蘭杜十二輯
元治元
 甲子三月

内閣文庫			
番號	和	31667	
冊數		32	(12)
函號		151	14



岳武穆曰文臣不愛錢武臣不惜死
天下太平矣

格烏蘭杜牙拾二集

大和睡亂述流

いさむねの地浪平閑見の勢う記し人賜ふのこ

○一江州柳河平在事者河入陸靴由指振斗并て其書字端

と書有る之ハ小令之紀河柳河平字邊て右邊方振振如大

系表初紀紀初産下り一第中制杜臨中し第七上書自後

振初者老松平井河柳河平字邊て右邊方振振如大

修之應討之我紀河産由書振ふもの切園河平の由書

之紀初産の風使書之

一江州柳河平在事者河入陸靴由指振斗并て其書字端

と書有る之ハ小令之紀河柳河平字邊て右邊方振振如大

系表初紀紀初産下り一第中制杜臨中し第七上書自後

振初者老松平井河柳河平字邊て右邊方振振如大

修之應討之我紀河産由書振ふもの切園河平の由書

升侍屋二老のちわらふに副侍出侍元平のちわらふに
七坊に入北新敷多法中洲乃わらふに中洲所抄のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
一坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
中洲のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに

由記のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

元平のちわらふに比中坊のちわらふに

比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに

比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに

比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに
比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに比中坊のちわらふに

後すあゝ孔族下りて戦し法に及ぶ人々幕府に敗歎
既す西のくくは僅捕りて王様を其國に大興下歎
臣天下に跋扈せし策朝庭に前制りて戦勝せし
しなり薩長二族を其國に下制りて其國に豊
く豊穡を成し滅せし王は北に往りて其國に自
ら宮をたらし元就義を其國に天下に懺りて其
方今ふりては其國に列國をたらし其國に法
て其國に其國に其國に其國に其國に其國に其
稱す其國に其國に其國に其國に其國に其國に
威権を成し其國に其國に其國に其國に其國に
格なり其國に其國に其國に其國に其國に其國に
西に要塞をたらし其國に其國に其國に其國に
即ち天下に其國に其國に其國に其國に其國に
也其國に其國に其國に其國に其國に其國に

ヲ在る指揮して物軍に威するに及ぶ人々幕府に敗歎
うに其國に其國に其國に其國に其國に其國に
時其國に其國に其國に其國に其國に其國に
とす其國に其國に其國に其國に其國に其國に
し謀に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
長に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
の謀に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
隆に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
よに其國に其國に其國に其國に其國に其國に
之戦に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
斗に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
歎に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
不徒に其國に其國に其國に其國に其國に其國に
ヲ其國に其國に其國に其國に其國に其國に

振務は実を事とす能天下に人心を安んずるは
天賦の資を飛べんからん天賦の資を飛べんからん
は功なりは功なりは功なりは功なりは功なりは功なり
元禄元年甲子三月十日

一 江戸府 板倉村 中代

一 江戸府 板倉村 中代

右に於て板倉村に於ては其の地を以て新徴組に以てし
後即ち其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組
に以てし其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組
に以てし其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組

江戸府 板倉村 中代

一 江戸府 板倉村 中代

新徴組

河内守之助 長谷川

中代 浪人

年山 友之助

右に於ては其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組
に以てし其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組
に以てし其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組
に以てし其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組
に以てし其の地を以て新徴組に以てし其の地を以て新徴組

江戸府 板倉村 中代

一 江戸府 板倉村 中代

新徴組

中代 浪人

河内守之助 長谷川

中代 浪人

松平定直

江戸

加納坂中

一又谷子〇江戸七〇定直

江戸書付

一松平納云

松平肥後

松平去出

何連行務

松平容堂

京都方〇江戸子〇定直〇江戸〇

未信〇江戸〇

江戸

一平及松平氏〇江戸〇

江戸〇

江戸〇

江戸〇

江戸〇

江戸〇

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

江戸

二月十日

一今所撰在卷底陸軍總裁之
東野守備隊之松平主計
大智所撰在卷之列

二月十日

一文名字二月十日
此係之部儀免相
宜下此等儀奏請
所用者概由他部

二月十日

松平肥後守
松平信理
松平仁清

二月十日

松平肥後守

此年
即且此等儀奏請
其力尚多
是所撰之方
即且此等儀奏請
其力尚多
是所撰之方

二月十日

松平肥後守
松平信理
松平仁清

德川氏即不然昇平二百餘年者於此其所由不待
言而可知矣然而近世之變何可怪甚也天子慨然於
此大會諸侯於法軍下辱恣詢苟有大和魂者豈
可不為之奮激哉顧皆及愛彼無常者已獨毛利
氏不愧為皇國之人竊有請天子南將授以合諸
侯之志可謂用心矣天子亦不世出之資也安得
不陞授此人以節制先後鋤內夷而後使外狄
不再雖老臣我即我臣國威也然奸賊肥後
以陰謀秘計誣賊三節島津氏合謀誣毛利
以弒亡命校天子謀反加之敢向禁門奪大礮服衣
纓之臣且要天子曰猶庇反人乎諸侯乃在禁軍下乃

賜

矯詔逐長州沮南將之孫又不敬奉攘夷之詔
嗚呼幕府不能明其罪以謝天子邪余意抑
駭使此輩以逞吾志也耳爾後幕府以肥後陸軍
惣都督三節海軍惣都督將海陸追長州幕府
議可知矣坐此幕府之為賊也其在足利氏之上
乃嗚呼皇國之人誰斬大樹首懸之於竿子歌
樹都門以鼓舞天下之士氣者儻不成則一試
匕首於賊肥後守領亦適以將厲所謂大和
魂也矣哉

元治元年甲子
二月

猜忠軍士之中
姓名願

身は出で候哉念事有りの

子月

有志

一紙の心指を浪生

古の事

田本稿

武乃信

宗田

補

中

野只

指の

信

信

豊田

後

信

軍

子月

南

張

信

張

張

張

張

張

子月

先世に傳へたる下大相模古岳西深椿杭切之を以て記す

伊勢分平三郎

此のふり好ましくおき申すに因事とて犯す外其等と
白き候馬の強き方々し時時乃赤黄夫と云物等
川に流儀若鷹馬を京方へ人民とて全國寄り申す
親之御寄事申すに河内也此後申すに依て飛
利と云事あるを容仍勤令を申すのよし

甲子三月十日

内山玄冬

先世の好ましくおき申すに因事とて犯す外其等と
白き候馬の強き方々し時時乃赤黄夫と云物等
川に流儀若鷹馬を京方へ人民とて全國寄り申す
親之御寄事申すに河内也此後申すに依て飛
利と云事あるを容仍勤令を申すのよし

若田少兵衛 若田少兵衛 若田少兵衛 若田少兵衛

村田清心 村田清心 村田清心 村田清心

田中宗重 田中宗重 田中宗重 田中宗重

他長 他長 他長 他長

大物外記 大物外記 大物外記 大物外記

出長

松原後之。毛利重高。岩谷忠高。高田守高。川畑新高。高橋重高。三浦清高。中野清高。

出長

少松新高。今川重高。川原重高。西井重高。

出長

田中裁高。江本重高。榎田重高。

出長

山本重高。中村重高。山本重高。山本重高。

出長

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

先考

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

軍

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

山本重高。山本重高。山本重高。山本重高。

此書乃人々之為命之所由也其力之出者乃軍人世家
凡此子孫人々所由出者皆其所以

水戸侯建言
私藩統之者攘夷之也國之為道也乃攘夷
之也國之有也乃法之也凡此皆其所以
時之法律也

長加慶奉勅書
癸丑外未之年起之小戰爭之決し和議ヲ行す由之
度幕府大及慶之言以年皇親之情國光之治向
初許之別備之儀下之命也
獻慮者奉勅書主意之儀其良采之由是致成其
白信不幕政因循終上乞之慶之儀也此書人不可
傍觀也臣宜識之者乎也
官武向之因從中付於國光之檢越也之慶庸中之
以之石和叶田母上 京板倉國光之權任ト申上之儀
定之先

宣御者
之書也
以切實也
御書也
去字

朝廷向之御書也此書中不宣也其書之惡意取先也
自己之及密疏也付來之嚴罰中付奉書
宸疑也恐固旋也其力保石等

五箇年所修書目

白紙の巻

坊子
巧裁佳手也

右書目は其の内山有書要るる一書業は其の方二部は後
一書は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方

某部修成也

子臣自序

松平侯家書

右書目は其の内山有書要るる一書業は其の方二部は後
一書は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方

一日

松平大元流書

右書目は其の内山有書要るる一書業は其の方二部は後
一書は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方

一日

任事之修成

名体中川修成書

右書目は其の内山有書要るる一書業は其の方二部は後
一書は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方
二部は其の先少方二部は其の先少方二部は其の先少方

同の義家おのれ例らお成りとの心

松平お務め書
年一四寛十行

松平お務め書

お侍おのれお成り

お由りお務めお方有しお侍お成りお務めお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り

お由りお務めお成りお成りお成り

松平お務め書

お侍おのれお成り

お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り

松平お務め書
お侍おのれお成り

お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り

松平お務め書
お侍おのれお成り

お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り
お由りお務めお成りお成りお成り

此の事は極秘に力有し
所所々々 此等事申す
申す事は極秘に力有し

右馬中務力有
所務任
此等事申す
申す事は極秘に力有し

口のみ申す

口のみは後上を及し
此等事申す
申す事は極秘に力有し

口のみ申すは極秘に力有し
此等事申す
申す事は極秘に力有し

右馬中務力有
所務任
此等事申す
申す事は極秘に力有し

口のみ申す

口のみ申す

口のみ申す

此等事申すは極秘に力有し
所務任
此等事申す
申す事は極秘に力有し

口のみ申す

此等事申すは極秘に力有し
所務任
此等事申す
申す事は極秘に力有し

右馬中務力有
所務任
此等事申す
申す事は極秘に力有し

松年 閑可

山出... 何年... 松年...

山出... 松年...

松年...

山出...

山出... 松年...

一子...

山出... 松年...

山出... 松年...

山出... 松年...

山出...

松年...

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

いふ公之へ傳へ此等 大御所下 祝年之書簡
を天皇に呈して御機衷を長し且条約の存続を
昭示せんを賜ふことを私に命じ御代りて
其外私に傳へた王の御機衷を御承知す
民の御命を希ひ申す

國王の友(友)をたふたため

予今 貴王の御機衷の御旨と云ふより 承知す
る事の内におきし事 大御所下の御機衷を御
承知する事と希ひ申す 且御機衷の存続を
昭示せんを賜ふことを私に命じ御代りて
其外私に傳へた王の御機衷を御承知す
民の御命を希ひ申す

子七月八日の御機衷
貴王の御機衷を御承知する事と云ふより 承知す
る事の内におきし事 大御所下の御機衷を御
承知する事と希ひ申す 且御機衷の存続を
昭示せんを賜ふことを私に命じ御代りて
其外私に傳へた王の御機衷を御承知す
民の御命を希ひ申す

子七月八日の御機衷
貴王の御機衷を御承知する事と云ふより 承知す
る事の内におきし事 大御所下の御機衷を御
承知する事と希ひ申す 且御機衷の存続を
昭示せんを賜ふことを私に命じ御代りて
其外私に傳へた王の御機衷を御承知す
民の御命を希ひ申す

子月事就... 紳方... 余... 我...
... 如... 後... 法... 物... 元...
... 神... 如... 具... 高... 山...
... 西... 山... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山... 山... 山...

... 山... 山... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山... 山... 山...
... 山... 山... 山... 山... 山...

正保野史
曰叢書曰右正保

